

契約番号:

工 事 名:

工事成績採点の考査項目別運用表(営繕)

別紙 6-1

[記入方法]:該当する項目の□にレ マークを記入する。

(工事担当係長)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている。	工程管理が良好である。	工程管理が適切である。	工程管理がやや不適切である。	工程管理が不適切である。
	対象 評価 ☐ ☐ [評価対象項目] ☐ ☐ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ☐ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ ☐ 近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ ☐ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ ☐ その他(理由:) ※上記評価対象項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 <u>詳細評価内容</u> ※1. 工事担当係長は、一般監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。 ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。					
	Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている。	安全対策が良好である。	安全対策が適切である。	安全対策がやや不適切である。	安全対策が不適切である。
	対象 評価 ☐ ☐ [評価対象項目] ☐ ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ ☐ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ ☐ その他(理由:) ※上記評価対象項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 <u>詳細評価内容</u> ※1. 工事担当係長は、一般監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。 ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。					

契約番号:

工事成績採点の考査項目別運用表(営繕)

別紙 6-2

工 事 名:

1/2ページ

[記入方法]:該当する項目の□にレマークを記入する。・印に○を記入する。

(工事担当係長)

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 建物規模への対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 1. 延べ面積10,000m ² 以上の建物 ☐ 2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 3. 大空間のホール等を有する建物 (面積500m ² 程度以上) ☐ 4. その他(理由:)	
		II 建物固有の機能の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 5. 対象建物の耐震レベル ☐ 6. 建物機能の特殊性 ☐ 7. その他(理由:)	【評価技術事例】 ・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・ 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設、美術館、 指定文化財 等、特殊機能・設備のある建物 ・ その他、前橋市耐震改修促進計画で規定する特定建築物(新営、増改築、耐震改修工事及び設備工事含む)等
		III 建物固有の施工技術の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 8. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ 11. その他(理由:)	【評価技術事例】 ・ パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・ 特殊な設備システムの採用した工事 ・ 免震、制震設備を設ける工事 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		IV 厳しい自然・地盤条件への対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 12. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 13. 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 14. 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ 15. その他(理由:)	【評価技術事例】 ・ 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・ 液化化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・ 冬期施工のため大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・ その他、自然条件または、地盤条件への対応が特に必要である工事
		V 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 16. 地中埋設物等の作業障害 ☐ 17. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 20. その他(理由:)	【評価技術事例】 ・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要である工事

考查項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
		Ⅵ 施工現場での対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 21. 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事(ただし主固一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 23. 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 24. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 25. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 26. 施設を使用しながらの工事で、苦情や事故がなく完成した工事 ☐ 27. 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 ☐ 28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 29. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 30. 施工ヤードの広さや高さに制限があり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事(建て替え、増築、大規模改修等)で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ 32. その他(理由:)	【評価技術事例】 ・ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として評価する工事
	評価	評点: _____ 点 (最大20点)	詳細評価内容欄

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 一般監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、一般監督員等の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。

※6. 「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。

※7. 工事特性においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に請負者から施工の工夫に関する資料が提出された事項」が、施工等に反映されていれば評価することを基本とする。

※8. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は対象欄を空白とする。

契約番号:

工事成績採点の考査項目別運用表(営繕)

別紙 6-3

工事名:

[記入方法]:該当する項目の□にレマークを記入する。

(工事担当係長)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域への貢献が優れている。	地域への貢献がやや優れている。	地域への貢献が良好である。	地域への貢献がやや良好である。	他の評価に該当しない。
		対象 ☐	評価 ☐	[評価対象項目] ☐ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ 周辺地域や道路の清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ その他(理由:) ※上記評価対象項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。 詳細評価内容 ※1. <u>工事担当係長</u>は一般監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。 ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。 ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。		

契約番号:

工事成績採点の審査項目別運用表(営繕)

別紙 6-4

工事名:

[記入方法]: 該当する項目の□にレマークを記入する。

(工事担当係長)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																		
7.法令遵守等 (工事事故等による減点)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 該当なし(もらい事故や交通事故)</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>-20点</td></tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td></tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td></tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td></tr> <tr> <td>☐ 5. 指名停止1週間以上2週間未満</td><td>-8点</td></tr> <tr> <td>☐ 6. 文書注意</td><td>-5点</td></tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td><td>-3点</td></tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	☐ 該当なし(もらい事故や交通事故)		☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	☐ 5. 指名停止1週間以上2週間未満	-8点	☐ 6. 文書注意	-5点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点
	措置内容	点数																	
	☐ 該当なし(もらい事故や交通事故)																		
	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点																	
	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																	
	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																	
	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																	
	☐ 5. 指名停止1週間以上2週間未満	-8点																	
	☐ 6. 文書注意	-5点																	
	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点																	
	① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。																		
	② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。																		
	③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。																		
	④ 文書注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員から文書注意、口頭注意等)は、工事担当係長の評価対象項目である安全対策において減点をする。																		
	⑤ 原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができる。																		
【上記で評価する場合の適応事例】																			
☐ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。																			
☐ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。																			
☐ 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。																			
☐ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																			
☐ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。																			
☐ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等																			
☐ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																			
☐ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																			
☐ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。																			
☐ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																			
☐ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。																			
☐ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																			
☐ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																			
☐ 14. 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。																			
☐ 15. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。																			
☐ 16. 引き渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。																			
☐ 17. 低コスト調査で虚偽の報告があった。																			
☐ 18. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。																			
☐ 19. その他(理由:)																			

契約番号:

工事成績採点の考査項目別運用表(営繕)

別紙 6-5

工 事 名:

[記入方法]:該当する項目の□にレ マークを記入する。

(工事担当係長)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7.法令遵守等 (総合評価による 減点)	地元企業の活用計画	点数
	☐ 地元企業の活用率が加点評価された評価基準どおりの場合。	0点
	☐ 地元企業の活用率が加点評価された評価基準の下限を下回った場合。	-8点
	☐ 評価対象外	0点
	※総合評価落札方式において算定の際に加点された、地元企業の活用計画が活用率の下限を下回った場合は『不履行』を選択する。	